

湧別町公立保育所等再編基本方針（案）

令和2年7月

湧別町健康こども課

目 次

1. 湧別町公立保育所等再編基本方針の策定にあたって
2. 基本方針の目的と位置づけ
 - (1) 基本方針の目的
 - (2) 基本方針の位置づけ
3. 公立保育所等の現状と課題
 - (1) 児童数の減少
 - (2) 施設の老朽化
 - (3) 財政負担の増大
 - (4) 町内私立幼稚園の状況
4. 課題解決に向けた方向性
 - (1) 児童数の減少への対応
 - (2) 施設の老朽化への対応
 - (3) 財政負担の抑制
 - (4) 町内私立幼稚園との連携
5. 保育所等再編に向けた町としての目指すべき方向性
 - (1) 保育施設の統廃合
 - (2) 認定こども園への移行
 - (3) 施設の設置場所
 - (4) 施設整備・運営の主体
6. 目指すべき保育所等再編の全体像
 - (1) 保育所等再編のイメージ
 - (2) 民営化の手法
7. 保育所等再編に向けた基本的な進め方
 - (1) 保育所等再編の目指すべき方向性
 - (2) 保育所等再編に向けたスケジュール
8. 資料

1. 湧別町公立保育所等再編基本方針の策定にあたって

湧別町内には、湧別保育所、芭露保育所、中湧別保育所、上湧別保育所と現在休止中の開盛保育所の公立保育所5カ所と、民間幼稚園1カ所があり、これらの施設で町内の就学前児童の教育・保育を担っていますが、町立保育所の老朽化が喫緊の課題となっており、建替等の更新を検討するにあたっては、児童数の減少や多様化する保育ニーズに対応できる湧別町の将来を見据えた幼児教育・保育施設のあり方を検討することが必要となっています。

町では、これらの課題に対応できる保育施設の整備更新に向け、庁舎内に「幼保一体の幼児教育の推進プロジェクトチーム」を設置し検討を行った結果、国が進める「認定こども園制度」の新たな仕組みの導入や、私立幼稚園の動向にも留意した中で、民間活力の導入を含めた全町的な教育・保育施設の再編による施設更新が必要であるとの報告を受け、その報告を基に児童数の減少をはじめとした本町の幼児教育・保育を取り巻く様々な状況を総合的に勘案し、将来にわたって安全・安心な幼児教育・保育を提供するために必要な環境の整備に向けた町としての基本的な方向性として「湧別町公立保育所等再編基本方針」を定め、具体的な計画を推進するものです。

2. 基本方針の目的と位置づけ

(1) 基本方針の目的

「湧別町公立保育所等再編基本方針」（以下「基本方針」という。）は、喫緊の課題となっている町立保育所の老朽化や児童数の減少、多様化する保育ニーズ等の現状の課題を整理した上で、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」の基本理念と意義を踏まえ、湧別町全体を枠組みとしたなかで、将来に向けた幼児教育・保育施設のあり方の方向性を定めるために策定するものです。

(2) 基本方針の位置づけ

第2期「湧別町総合計画」（以下「総合計画」という。）では、「健やかに生き生きと暮らせるぬくもりのあるまちづくり」の実現に向けた「子育て支援」の主要施策として、少子化により児童数が減少する中においても多様な保育ニーズに対応でき、親が安心して子供を預けることができる保育サービスの確立と老朽化した保育所の環境整備を掲げています。

また、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づき、本年4月に策定された第2期「湧別町子ども・子育て支援事業計画」（以下「子育て支援計画」という。）では、「子どもが健やかに育ち 子育てによるこびをもてるまち」を基本目標とし、子育ての不安感や負担感の軽減を図り、子供が健やかに育つ環境の整備を推進するため、人口減少が続く中においても多様な保育ニーズに対応できる認定こども園の普及や町内での幼児教育・保育施設の統廃合や経営方法等の検討を進めることとしています。

基本方針は、こうした本町の上位計画の理念と施策の整合性を図り策定するものです。

3. 公立保育所等の現状と課題

(1) 児童数の減少

平成 21 年の合併時 10,276 人だった湧別町の人口は、令和 1 年度末には約 17%減の 8,543 人と 1,733 人も減少し、0 歳から 5 歳までの就学前人口にあっては、451 人から約 35%減の 290 人と 161 人も減少しています。

また、国立社会保障人口問題研究所が推計した最新の湧別町人口推計では、2045 年の総人口は 4,800 人まで減少し、0 から 4 歳までの人口は 81 人と二桁台に減少する推計となっており、将来的な湧別町の人口増加は考えにくい結果となっています。

児童数減の大きな要因である出生数は、令和元年度では過去 10 年間の平均 53 人を大きく下回る 39 人となっており、保育所への入所児童数も確実に減少することが予想されています。

総人口・就学前人口出生数の推移(年度末) (人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総人口(人)	10,217	10,083	9,873	9,812	9,620	9,493	9,325	9,104	8,941	8,721	8,543
就学前人口(人) (0歳～5歳)	455	402	364	336	321	325	310	321	329	311	290
出生数(人)	60	48	49	54	57	60	54	55	54	43	39

保育所児童数の推計 (人)

年度	実績					年度当初	推計				
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
湧別保育所	70	64	73	70	64	65	59	59	60	59	53
芭露保育所	10	15	12	20	24	25	22	22	22	20	19
中湧別保育所	51	65	61	62	59	52	51	49	48	41	45
上湧別保育所	34	33	44	41	42	31	35	31	28	26	28
みのり幼稚園	15	16	22	26	33	27	21	21	19	19	17
計	180	193	212	219	222	200	188	182	177	165	162

(R1までは年度末実績、R2、みのり幼稚園は年度当初)

(2) 施設の老朽化

湧別町にある 5 カ所の保育所のうち開盛保育所については、児童数の減少により平成 18 年度から休止となっていますが、上湧別保育所が築 47 年、芭露保育所が築 42 年と老朽化による劣化や損傷が著しく、補修費用等の維持費が増大傾向にあり、保育施設として現在の基準に適合していない部分もあることから、継続して運営するためには建替えや改修が必要な状況となっています。

(3) 財政負担の増大

公立保育所の運営は、平成16年度から国の運営費補助が廃止され一般財源化されたことから、運営に必要な経費は全て町の財源によって賄うこととなっています。

さらに平成18年度以降は公立保育所の建設や施設改修などの施設整備費が交付金の対象外となるなど保育所の継続した運営に対する財政的な負担が増大しており、児童数が減少する中、将来に渡り現状の小学校区を基本とした配置を維持し運営するために十分な予算を担保していくことは難しい状況となっています。

一方、民間事業者による保育所等の整備、運営には国や道からの補助金等が充実しており民営化の検討も必要となっています。

◆運営主体別財源

運営方法		施設整備	運営費
公設公営	・町が設置・運営主体となる方法	町の一般財源のみ	町の一般財源のみ
公設民営	・設置主体を町として管理運営を委託等にする方法	町の一般財源のみ	町の一般財源のみ
民設民営	・民間事業者が新たな施設整備を行い運営する方法 ・公有施設の土地・建物等を民間に貸与・譲渡し運営する方法	国補助 1/2 町補助 1/4 事業者 1/4	国庫負担 1/2 道負担 1/4 町負担 1/4

(4) 町内私立幼稚園の状況

町内には、昭和49年から町内唯一の幼稚園として幼児教育を推進してきた民間幼稚園があり、今後も現状の施設により存続する意向を持っていますが、児童数の減少や教諭の確保のほか、老朽化した施設の大規模改修などが、今後の継続した施設運営に向けた課題となっています。

4. 課題解決に向けた方向性

(1) 児童数の減少への対応

児童数の減少により、各保育所のクラスごとの入所児童数も減少しています。就学前の教育保育では、人やものとの関わりを深め、社会性やコミュニケーション力を身につけることが重要であり、一定の規模を有する集団の中でさまざまな体験をすることにより児童の社会性が醸成されていくことから、地理的な状況等を勘案したなかで保育所の統廃合を検討し、可能な限り適切な集団規模を確保できる保育所の再配置が必要となっています。

(2) 施設の老朽化への対応

老朽施設の改築や大規模改修については、小学校区を基本とした現状を維持することが児童への身体的負担や保護者の送迎への負担を増やすことなく理解されるものと考えられますが、既存の老朽施設全てについて、改修や改築を行い維持運営していくことは児童数の減少が確実である将来に向け現実的ではありません。

また、今後の施設整備には、児童数の減少に反して、0歳児や一時保育等の多様化する保育ニーズにも対応できる施設整備が望ましいことから、統廃合により保育所を集約したなかで、それらのニーズに対応できる体制の充実を図ることが効果的です。

(3) 財政負担の抑制

公立保育所の運営は国の運営費補助金が一般財源化されたことにより、運営に要する経費は全て町負担となっており、町の財政状況の厳しさが増す中、大きな負担となっています。

保育所の統廃合により、効率的に保育士を配置し、適切な集団規模を維持したなかで多様性を育む保育環境の維持を図りながら、町の財政負担の抑制に向けた施設運営を行うことが必要となっており、国の財政的な支援が受けられる民間事業者による保育施設の整備・運営の可能性についての検討も必要となっています。

(4) 町内私立幼稚園との連携

児童数の減少が避けられない中、保育所の再配置を検討するにあたっては、町内私立幼稚園の経営への影響が最小となるような配慮が必要となります。

民営化に向けては、昭和49年から地域の幼児教育を支えてきた私立幼稚園のノウハウを積極的に活用することを検討することが必要です。

5. 保育所等再編に向けた町としての目指すべき方向性

「基本方針」は、本町における子育て支援施策の基礎となる「総合計画」および「子育て支援計画」の理念に基づき、児童数の減少や老朽施設の更新、多様化する保育ニーズへの対応などの幼児教育・保育を取り巻く様々な課題に対応するため、町内私立幼稚園を含めた全町的な枠組みの中で、効率的かつ効果的な施設運営を目指すため、湧別町としての将来に向けた幼児教育・保育の在り方を示し、安全・安心な幼児教育・保育を将来に渡り提供できるよう保育所等の再編に向けた具体的な計画を推進するための方向性とするものであります。

(1) 保育施設の統廃合

老朽した上湧別保育所、芭露保育所の施設の改修・更新の時期となっていますが、既存施設の全てを更新し維持運営することは児童数の減少が確実な将来に向け現実的ではなく、効果的・効率的な運営に向けた施設統廃合の検討が必要であり、上湧別保育所の老朽化及び上湧別地区児童数の減少をふまえ、上湧別保育所、開盛保育所を中湧別保育所に統合する方向で検討します。

湧別保育所、芭露保育所は当面、現状での配置とします。

(2) 認定こども園への移行

統合保育所は、子育て世代の多様化するニーズに対応でき、国が推進する幼保一体の幼児教育に向けた保育と教育が一体的に提供できる「認定こども園」への移行を前提とします。

また、町内における保育の統一性を図る意味から、湧別保育所についても「認定こども園」への移行を検討します。

(3) 施設の設置場所

統合施設は中湧別保育所の活用を基本に検討します。

(4) 施設整備・運営の主体

施設整備、運営の主体については、児童数減に対応する町内全域を枠組みとした教育・保育施設の再編に向け、町内で幼稚園の運営実績がある学校法人による民営化を第一の候補とし、困難な場合は社会福祉法人や町外学校法人等も対象に検討します。

また、民営化が困難な場合は公設公営による「認定こども園」への移行を進めます。

6. 目指すべき保育所等再編の全体像

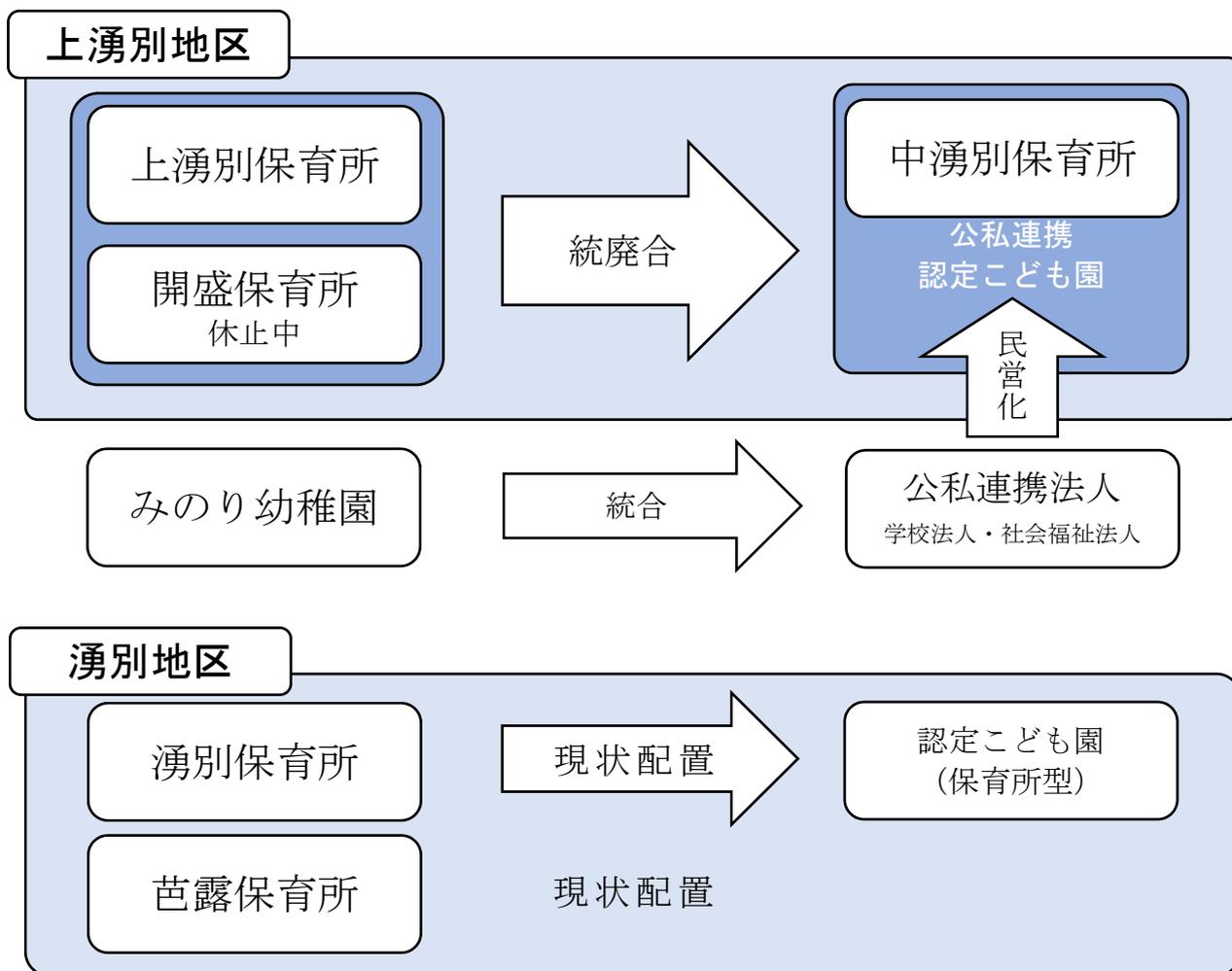
(1) 保育所等再編のイメージ

- ①上湧別、開盛保育所を中湧別保育所と統合し、「認定こども園」に移行します。
湧別保育所についても「認定こども園」に移行します。
- ②統合施設は、中湧別保育所の活用を基本に検討します。
- ③保育所等の再編は、児童数の減少を踏まえ、私立幼稚園を含めた全町的な枠組みのなかで、民間による施設整備・運営の可能性について検討します。

(2) 民営化の手法

「児童福祉法」「認定こども園法」の改正により、民設民営であっても町の関与が可能となる「公私連携認定こども園」制度が創設され、建物等の譲渡・貸付等の支援を行い、民営後も町と法人の協定に基づき、人員配置や提供すべき教育・保育等の内容について関与することにより適正な運営を担保することが可能となったことから、民営化に向けては「公私連携認定こども園」制度の導入を検討します。

※12P 資料3 公私連携認定こども園参照



7. 保育所等再編に向けた基本的な進め方

(1) 保育所等再編の目指すべき方向性

①町立保育所の統合 → ②認定こども園化 → ③民営化（私立幼稚園との統合）

(2) 保育所等再編に向けたスケジュール

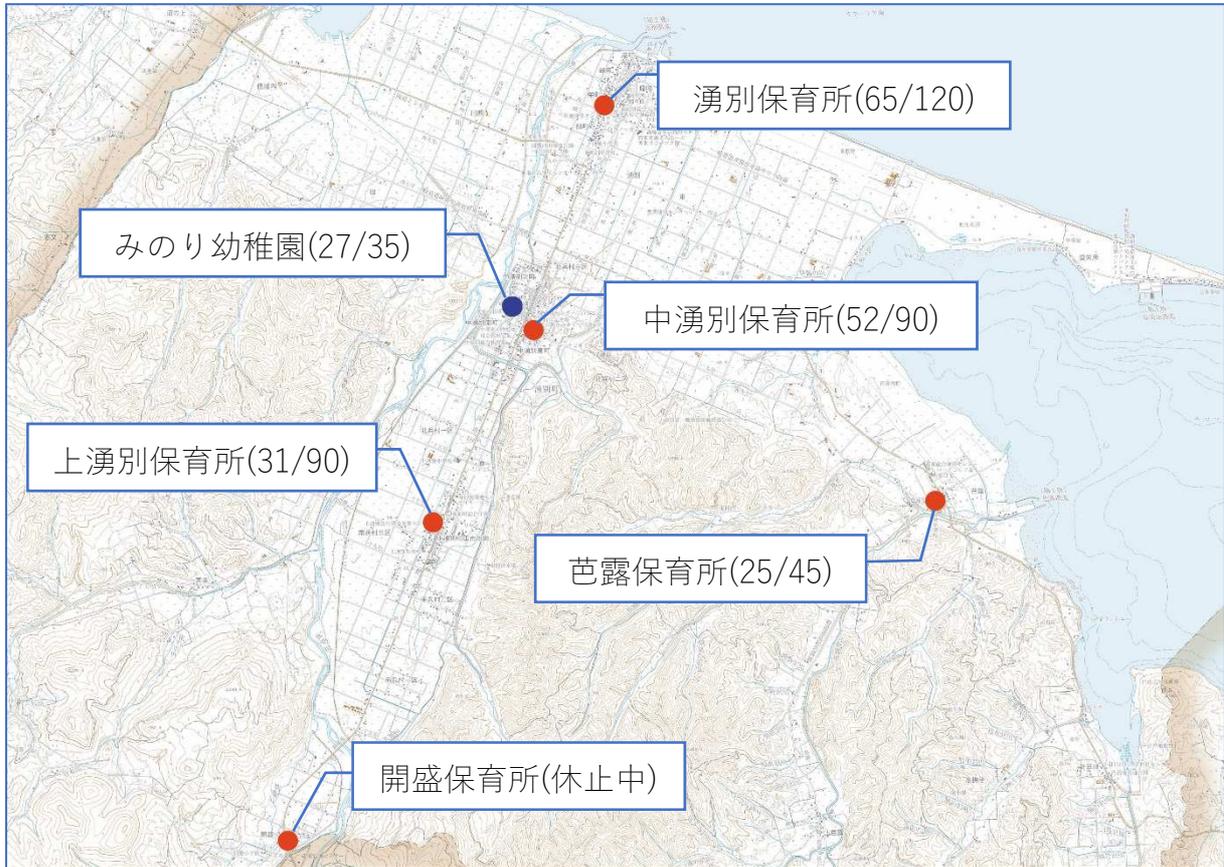
- ①上湧別地区3保育所の統廃合
- ②認定こども園への移行（統合保育所・湧別保育所）
- ③統合保育所の民営化（私立幼稚園との統合）

年度	時期	統 合	民営化
令和2年度	R2.6	公立保育所等再編基本方針（案）の策定 議会への説明	
	R7.7	保護者・住民への説明会開催	
	R2.9	基本方針の策定 保護者への説明 関連予算要求	民営化法人選定委員会設置 中湧別保育所改修内容協議 民営化法人募集・決定
令和3年度	R3.4	①開盛保育所廃止 上湧別保育所を中湧別保育所に統合	
			中湧別保育所改修 民営化法人との運営内容等調整 共同保育・引継ぎ等 認可申請（認定こども園） 認可
令和4年度	R4.4	②認定こども園（公私連携幼保連携型） ※湧別保育所も認定こども園（保育所型）に移行	
		③民営化（私立幼稚園との統合）	

8. 資料

1. 湧別町内の保育所等の現況

(児童数/定員)



令和2年度 当初

区分	湧別保育所	芭露保育所	上湧別保育所	中湧別保育所	開盛保育所	みのり幼稚園	
所在地	栄町143番地の1	芭露413番地	上湧別屯田市街地71番地の1	中湧別中町3021番地の1	開盛1018番地の1	中湧別南町842番地の8	
建設年度	平成17年	昭和53年	昭和48年	平成11年	昭和44年	昭和49年	
面積	2042.82㎡(児セ含)	455.28㎡	614.8㎡	1248.33㎡(児セ含)	320.53㎡		
定員	120人	45人	90人	90人	30人	35人	
4月 1日現在入所数(人)	65	25	31	52	休止中	27	
内訳 (人)	0歳児	1		1			
	1歳児	8	2	1	3		
	2歳児	9	6	5	10		
	3歳児	14	6	8	13	7	
	4歳児	14	4	10	10	0	12
	5歳児	19	7	7	15	0	8

2. 再編による施設の規模等

(1) 現状

() 定員

区分	保育士配置基準	湧別保育所(120)		芭露保育所(45)		上湧別保育所(90)		中湧別保育所(90)		合計		みのり幼稚園(35)	
		児童数	保育士配置数	児童数	保育士配置数	児童数	保育士配置数	児童数	保育士配置数	児童数	保育士配置数	児童数	保育士配置数
0歳児	1/3	1	1					1	1	2	2		
1歳児	1/6	8	2	2	1	1	1	3	1	14	5		
2歳児	1/6	9	2	6	1	5	1	10	2	30	6		
3歳児	1/20	14	1	6	1	8	1	13	1	41	3.5	7	1
4歳児	1/30	14	1	4	1	10		10	2	38	3	12	1
5歳児	1/30	19	1	7		7	1	15		48	4.5	8	1
合計		65	8	25	4	31	4	52	7	173	24	27	3

※R2年度当初の入所児童数による 加配保育士除く

(2) 上湧別地区3保育所の統規模

上湧別地区
統合保育所

区分	保育士配置基準	中湧別保育所(統合保育所)			保育士配置数
		児童数			
		上湧地区	中湧地区	計	
0歳児	1/3		1	1	1
1歳児	1/6	1	3	4	1
2歳児	1/6	5	10	15	3
3歳児	1/20	8	13	21	2
4歳児	1/30	10	10	20	1
5歳児	1/30	7	15	22	1
合計		31	52	83	9

湧別地区
既存保育所

湧別保育所		芭露保育所	
児童数	保育士配置数	児童数	保育士配置数
1	1		
8	2	2	1
9	2	6	1
14	1	6	1
14	1	4	1
19	1	7	1
65	8	25	4

民間幼稚園

みのり幼稚園			
児童数			保育士配置数
上湧地区	湧別地区	計	
2	5	7	1
4	8	12	1
4	4	8	1
10	17	27	3

※R2年度当初の入所児童数による

※定員90人 中湧別保育所の現状定員で対応可能

(3) 民間幼稚園を含めた全町的な統規模

上湧別地区
統合認定こども園(幼保連携型)

区分	保育士配置基準	中湧別保育所(幼保連携型)			合計	
		上湧別児童数	中湧別児童数	幼稚園児童数	計	保育士配置数
0歳児	1/3		1		1	1
1歳児	1/6	1	3		4	1
2歳児	1/6	5	10		15	3
3歳児	1/20	8	13	2	23	2
4歳児	1/30	10	10	4	24	1
5歳児	1/30	7	15	4	26	1
合計		31	52	10	93	9

湧別地区
既存保育所

湧別保育所(保育所型)				芭露保育所		合計	
保育所児童数	幼稚園児童数	計	保育士配置数	児童数	保育士配置数	児童数	保育士配置数
1		1	1			1	1
8		8	2	2	1	10	3
9		9	2	6	1	15	3
14	5	19	1	6	1	25	2
14	8	22	1	4	1	26	1.5
19	4	23	1	7		30	1.5
65	17	82	8	25	4	107	12

※R2年度当初の入所児童数による

※児童数の増、未満児保育等への需要増に対応するため、定員100人規模への改修等が必要

3. 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、保護者の就労等の状況等に関わらず同じ施設・環境で小学校入学までそのまま利用できる施設で次の4つのタイプに分類されています。

○幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持った認定こども園。

○幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どもを受け入れる保育所的機能を備えた認定こども園

○保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れる幼稚園的機能を備えた認定こども園

○地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設である認定こども園

4. 公私連携認定こども園

◆制度概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方式の一つであり、設置・運営主体は民間法人で、市町村とあらかじめ「協定」を締結し、公私連携法人としての指定を受け、必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、設置の支援を受けつつ、人員配置や提供する教育・保育など運営への関与を受け、市町村との連携の下に適正な運営を行う施設。

◆公私連携法人

施設の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人であると認められるものを、その申請により、市町村が指定することができる。

公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定されている（認定こども園法第34条第1項）。法人の選定方法については、法律上特段の規定はなく、公正な手続の上、選定することができる。

◆協定締結事項

- ①協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地。
- ②公私連携幼保連携型認定こども園における教育・保育・子育て支援事業（保育・子育て支援事業）に関する基本的事項。
- ③市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項。
- ④協定の有効期間。
- ⑤協定に違反した場合の措置。
- ⑥その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項。